~大切なお知らせ~



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、給付金の支給を実施します!

1. 支給対象者

- ①または②に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)
 - 令和4年度中に実施した子育で世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった方

(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

- ■令和5年3月31日時点で 18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満) を養育する父母等
- (※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。) であって
 - ■令和5年1月1日以降の収入が急変し、 住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

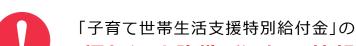
(2)

児童1人当たり 一律 5 万円

- ■支給にあたっては、<u>申請が不要な場合</u>と<u>必要な場合</u>があります。 必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
 - *お問い合わせは、下記までお電話ください。
- こども家庭庁コールセンター0120-400-903 (受付時間 平日9:00~18:00)
- 小浜市役所 子ども未来課0770-64-6013 (受付時間 平日8:30~17:15)

3.給付金の支給手続き

- I.令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の支給対象者であった方
 - ▶ 給付金は、申請不要。
 - ▶ 令和5月5月30日に支給済み
- Ⅱ.上記以外の方(例.収入が急変した方)
 - ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。
 - ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに小浜市 役所子ども未来課(1階4番窓口)に直接、または郵送でご提 出ください。
 - ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して 指定口座に振り込みます。



"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。